

消防署所の適正配置に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における消防署所の適正配置についての調査・検討及び今後の消防署所等の整備方針を策定するため、消防署所の適正配置に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 消防署所の適正配置についての調査検討に関すること。
- (2) 消防署所等の整備方針の策定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項。

2 前項第2号の整備方針の策定については、消防局の所管する全ての消防庁舎を対象とする。ただし、消防団に関する施設を除く。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、委員会において調査・検討を行った事項について、消防局長に報告する。
- 7 委員長は別表に掲げる者のほか、必要と認める所属長を委員に加えることができる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

別表

総 務 部 長
総務部総務課長
総務部人事課長
総務部施設課長
警防部警防課長
警防部救急課長
中央消防署長